

T O P I C

マイナンバー制度②

■いよいよ各市町村からマイナンバー通知カードが届いてきています。

もう一度、マイナンバーを何に使うのかおさらいします。

- ① 社会保障関係（社会保険、雇用保険、福祉関係）
- ② 税務関係
- ③ 災害対策関係

もし、まだ何に使うか周知されていなければ、早めにお伝えください。

■会社では、税・社会保険関係の諸手続きでマイナンバーを使うことになるので、従業員さんから**マイナンバーを収集**しなければなりません。収集したうえで、通知カード記載のマイナンバーがついている氏名とその本人さんのとの確認をしてください。

確認は、顔写真がある免許証、パスポート等ですることになっていますが、もうすでに雇用している従業員さんは、雇入れの時に本人である確認は当然済んでいるだろうということで、省略ができます。

その場合でも、**マイナンバーを控えるか通知カードの写しをもらう**などで事務手続きに支障がないようにしておいたほうが良いと思います。

■マイナンバーをまず使うのは、税務関係です。

「**平成 28 年分の扶養控除申告書**」には、本人と扶養家族のマイナンバーを記入するところがあります。

年末調整に当たって「平成 28 年分の扶養控除申告書」にマイナンバーを記入してもらってください。

（今年中に提出してもらう場合は強制ではないですが、記入してもらった方が後々よろしいと思います。）

なお、**扶養家族の本人確認は、従業員さんがご自身です**ることになっています。

■また、源泉徴収票にもマイナンバーを記載することになりますが、**本人さんに渡す源泉徴収票には、マイナンバーを載せない**でください。これは、収入の証明としてどちらかに提出したときマイナンバーが漏れてしまうのを防ぐためです。

一方、税務署や市町村に提出する源泉徴収票・給与支払報告書には、マイナンバーを記載することになります。

■次に使うのは、雇用保険関係の手続きです。

平成 28 年 1 月 1 日以降に手続きをする場合の各書類には、マイナンバーを記載することになります。

■そして、社会保険関係の手続きに使うのは平成 29 年 1 月 1 日以降になります。（まだ 1 年以上先です）

■もうご存知かと思いますが、今回罰則がだいぶ強化されています。マイナンバーを取扱う社内責任者・担当者は、社外はもちろん他の従業員にも漏れないよう、安全管理がととても重要になってきます。（次号に続く）

派遣法の改正

■派遣法が改正され、10 月 1 日から施行されています。簡単に改正について説明します。

■いくつか大きな変更点がありますが、期間制限の変更について 2 点挙げてみます。

①派遣事業所単位の期間制限

同一の派遣先の事業所で派遣受け入れができるのは、原則、3 年が限度になります。

ただし、過半数労働組合等の意見聴取により、1 回につき 3 年間延長できます。

②派遣労働者個人単位の期間制限

同一の派遣労働者を、派遣先事業所の同一の組織単位（「課」など）に受け入れることができる期間が、3 年が限度になります。

この場合、やはり過半数労働組合等の意見聴取により、同じ派遣労働者を別の課で派遣受け入れしたり、同じ課で別の派遣労働者の受け入れをすることは、可能です。

■今回は付録として、概要リーフレットをお付けしましたので、ご確認ください。

キャンペーンのご紹介

■11 月は厚生労働省で推し進めているキャンペーンが2 つありますので、ご紹介します。

「労働保険適用促進月間」

労働保険に入っていない事業所で、本当なら入らなければいけない事業所を労働保険に入れましょう、という促進をする月間になっています。
もし、身近でそのような事業所がありましたら、ご紹介ください。

「過労死等防止啓発月間」（「過重労働解消キャンペーン」）

時間外休日労働がきちんと 36 協定の範囲内でされているか、割増賃金が適正に支払われているか是正指導がなされます。全国約 4500 事業所に監督実施するようです。
もう既に過労死労災が請求された、とか行政に相談が寄せられた事業所が対象のようです。
万が一当たったら、ご相談ください。

（あとがき）

社内の改装も 2 階まで終わり、残すは 3 階と玄関となりました。
とてもきれいにしてもらったので、是非お立ち寄りください。

11 月になりましたが、私の誕生月が 11 月なので、子供のころは 11 月は誕生日、12 月はクリスマス、1 月はお正月と 3 ヶ月連続で楽しい月が続く“ゴールデン・マンス”でした。

大人になって子供を持つようになってからは、いよいよ本格的に寒くなるし、これからクリスマスだのお正月だのと、気が重い時季になりました。

（キムラ）

〒392-0022 諏訪市高島3-1201-90

宮坂社会保険労務士事務所

労働保険事務組合 諏訪労務管理センター

Tel 52-2444 Fax 52-6466

E-mail:

hiroka.miyasaka@misawaka-kei.jp

このほっとレターは、当事務所・センターとご縁のあった方にお送りしています。

しゃろうし みやさかの
ひとりごと

— はまり猫 —



今年の秋は 好天で気持ちのよい日
が続きました。皆さま 秋を満喫したでしょうか？

びっくりしたことがありました。先日 家に帰ったら
家中がめちゃくちゃに 障子は ヒリヒリ
やぶにけているのです。

あーあ 又 どちらのネコか 入ってきて うちの
リョウとケンかしたのです。リョウちゃん どちらのネコ
おぼらったんだね。うちは リョウの 出入口を
作ってあって いつも 閉めて あるのです。

「リョウがねえ ねえ 来週 障子 はるか」と夫。
リョウは 興奮して 私の足に かみついたりするので
「どうして お母さんの足に かみつくのよー」などと
言っ て 抱っこして 怒ったりしていた。

夜に ヒーターをつけたら ピーピーと 鳴るので
見たら E-12 と 写っている。エー-12 って 何んだ？
パンフレット さかしてみよう。と されたが 見つからない。
いったん スイッチを切って 「あした 電気屋に見てもらう

しかねえな」と言いながら 夫が又 スイッチを
入れたら 今度は 何も いわず 温かく 感じた。

それから 寝るまで ついて 消して 寝た。

リョウは しりとりテレビの うしろへ 行って
ういをかいたりしている。

次の朝 ヒター
のスイッチを入れる
時に フィルターを
ぬいてみたが

きいてたので そのまま 差し込むとしたら 何か
毛糸みたいなものが 見える。横から見たら まん丸い
目が こちらを見ているのです。

えーっ 何これ リョウは ここに いるのに。
ほんと 壁とヒターの間の 10cm 足らずの スキマに
1匹のネコが ピッタリ 狭って 動けなく 閉ま
っていたのです。ほかほかの 器量よしのネコです。
こちらも ビックリ 出して やううにも 出せないので
ドライバーで ネジを 6ヶはずし カバーを
はずしたら ピョーンと とび出し

家中を ひたはねして 二Fへ とんでいった
ので ベランダの 戸を 閉めて 怒った
ひらりと 舞うように 木にとびうつて
逃げていきました。

しかし もってるヒターに ピッタリ ひっついて
よく 焼きネコに ならなかった もんだね。

珍事件に こんどこそ
あるんどこ 笑いました
「リョウが 追いつめて とじこめたんだね」
と ほめて やりました。

派遣先の皆さまへ

～平成27年労働者派遣法改正法が成立しました～

施行日：平成27年9月30日

派遣労働という働き方、およびその利用は、臨時的・一時的なものであることを原則とするという考え方のもと、常用代替を防止するとともに、派遣労働者のより一層の雇用の安定、キャリアアップを図るため、労働者派遣法が改正されます。

厚生労働省のホームページに、改正法に関する資料を随時掲載しています。

労働者派遣法 平成27年改正

検索

1 派遣労働者と派遣先社員の均衡待遇の推進

派遣先は、派遣労働者と派遣先で同種の業務に従事する労働者の待遇の均衡を図るため、以下の点で配慮義務が課され、具体的な行動を行う必要があります。

均衡待遇の実現に向けて配慮すべき事項

- ・派遣元事業主に対し、派遣先の労働者に関する賃金水準の情報提供等を行うこと
- ・派遣先の労働者に業務に密接に関連した教育訓練を実施する場合に、派遣労働者にも実施すること
- ・派遣労働者に対し、派遣先の労働者が利用する一定の福利厚生施設の利用の機会を与えること

※ 配慮義務とは、目的の実現に向け、具体的に取り組むことが求められるものであり、努力義務よりも強い責務が課されるものです。



2

期間制限のルールが変わります

現在の期間制限（いわゆる26業務以外の業務に対する労働者派遣について、派遣期間の上限を原則1年（最長3年）とするもの）を見直します。

施行日以後に締結／更新される労働者派遣契約では、すべての業務に対して、派遣期間に次の2種類の制限が適用されます。

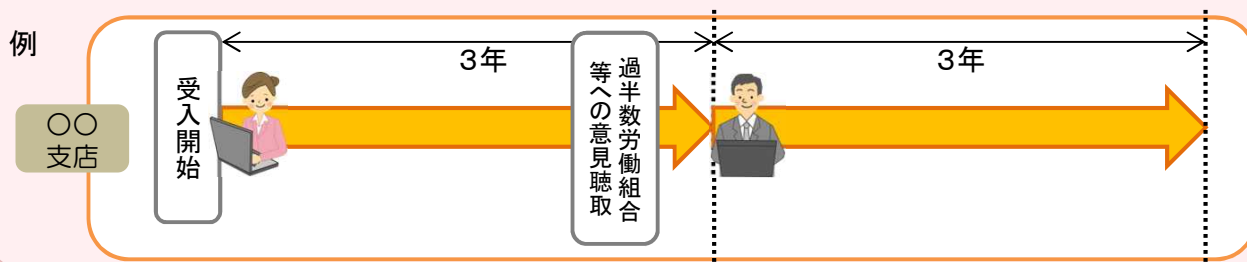
経過措置

施行日時点ですでに締結されている労働者派遣契約については、その労働者派遣契約が終了するまで、改正前の法律の期間制限が適用されます。

① 派遣先事業所単位の期間制限

同一の派遣先の事業所において、労働者派遣の受入れを行うことができる期間は、原則、3年が限度となります。

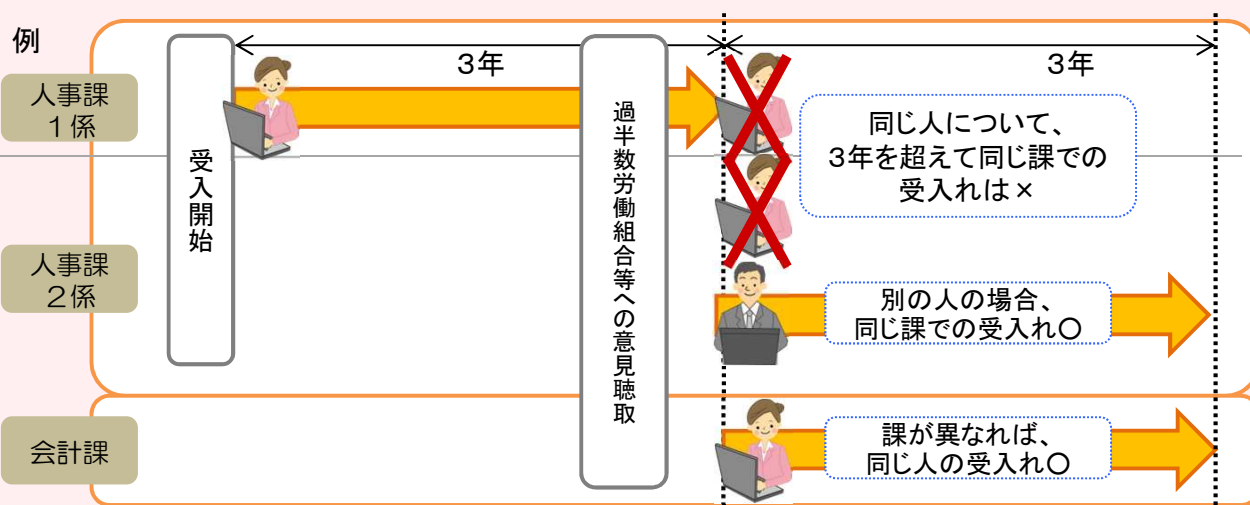
派遣先が3年を超えて受け入れようとする場合は、派遣先の過半数労働組合等からの意見を聴く必要があります（1回の意見聴取で延長できる期間は3年まで）



② 派遣労働者個人単位の期間制限

同一の派遣労働者を、派遣先の事業所における同一の組織単位（※）において受け入れることができる期間は、3年が限度となります。

※ いわゆる「課」などを想定しています。



○以下の方は、例外として期間制限の対象外となります。

- ・ 派遣元で無期雇用されている派遣労働者
- ・ 60歳以上の派遣労働者
- など

3

意見聴取手続

派遣の受入れの継続の是非について、労使間で実質的な話し合いが行われることが重要です

事業所単位の期間制限による3年の派遣可能期間を延長する場合、派遣先は、その事業所の過半数労働組合等（※）に対して意見を聴く必要があります。

（※過半数労働組合が存在しない場合、事業所の労働者の過半数を代表する者）

意見聴取の流れ

- ・意見聴取は、事業所単位の期間制限の抵触日の1ヶ月前までに行うことが必要です。
- ・過半数労働組合等から異議が示されたときは、対応方針等を説明する義務があります。

4

派遣労働者のキャリアアップ支援

キャリアアップ支援に必要な情報の提供

派遣先は、派遣元から求めがあったときは、派遣元によるキャリアアップ支援に資するよう、派遣労働者の職務遂行状況や、職務遂行能力の向上度合などの情報を提供する努力義務があります。

雇入れ努力義務

派遣労働者を受け入れていた組織単位に、派遣終了後、同じ業務に従事させるため新たに労働者を雇い入れようとする際、一定の場合には、その派遣労働者を雇い入れるよう努めなければなりません。

正社員の募集情報の提供義務

派遣先の事業所で正社員の募集を行う際、一定の場合には、受け入れている派遣労働者に対しても、その募集情報を周知しなければなりません。

労働者の募集情報の提供義務

正社員に限らず、派遣先の事業所で労働者の募集を行う際、一定の場合には、受け入れている派遣労働者に対しても、その募集情報を周知しなければなりません。

平成27年10月1日から、労働契約申込みみなし制度が施行されます

派遣先が次に掲げる違法派遣を受け入れた場合、その時点で、派遣先が派遣労働者に対して、その派遣労働者の派遣元における労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなされます。

（派遣先が違法派遣に該当することを知らず、かつ、知らなかったことに過失がなかったときを除きます。）

労働契約申込みみなし制度の対象となる違法派遣

- ①労働者派遣の禁止業務に従事させた場合
- ②無許可の事業主から労働者派遣を受け入れた場合
- ③期間制限に違反して労働者派遣を受け入れた場合（※）
- ④いわゆる偽装請負の場合

※期間制限違反について

- ・新たに設けられる事業所単位・個人単位の2つの期間制限のどちらに違反した場合も、労働契約申込みみなし制度の対象となります。
- ・派遣元は、派遣労働者に対して就業条件などを明示する際に、期間制限違反が労働契約申込みみなし制度の対象となる旨も明示しなければなりません。
- ・改正法の施行日（平成27年9月30日）時点ですでに行われている労働者派遣については、改正前の期間制限が適用され、制限を超えて派遣労働者を使用しようとするときは、改正前の法律の労働契約申込み義務の対象となります。（労働契約申込みみなし制度の対象とはなりません）

【問い合わせ先】 都道府県労働局

労働局名	課室名	電話番号	労働局名	課室名	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	三重	需給調整事業室	059-226-2165
青森	需給調整事業室	017-721-2000	滋賀	需給調整事業室	077-526-8617
岩手	需給調整事業室	019-604-3004	京都	需給調整事業課	075-241-3225
宮城	需給調整事業課	022-292-6071	大阪	需給調整事業第一課	06-4790-6303
秋田	需給調整事業室	018-883-0007	兵庫	需給調整事業課	078-367-0831
山形	需給調整事業室	023-626-6109	奈良	需給調整事業室	0742-32-0208
福島	需給調整事業室	024-529-5746	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160
茨城	需給調整事業室	029-224-6239	鳥取	職業安定課	0857-29-1707
栃木	需給調整事業室	028-610-3556	島根	職業安定課	0852-20-7017
群馬	需給調整事業室	027-210-5105	岡山	需給調整事業室	086-801-5110
埼玉	需給調整事業課	048-600-6211	広島	需給調整事業課	082-511-1066
千葉	需給調整事業課	043-221-5500	山口	需給調整事業室	083-995-0385
東京	需給調整事業第一課	03-3452-1472	徳島	需給調整事業室	088-611-5386
	需給調整事業第二課	03-3452-1474	香川	需給調整事業室	087-806-0010
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	愛媛	需給調整事業室	089-943-5833
新潟	需給調整事業室	025-288-3510	高知	職業安定課	088-885-6051
富山	需給調整事業室	076-432-2718	福岡	需給調整事業課	092-434-9711
石川	需給調整事業室	076-265-4435	佐賀	需給調整事業室	0952-32-7219
福井	需給調整事業室	0776-26-8617	長崎	需給調整事業室	095-801-0045
山梨	需給調整事業室	055-225-2862	熊本	需給調整事業室	096-211-1731
長野	需給調整事業室	026-226-0864	大分	需給調整事業室	097-535-2095
岐阜	需給調整事業室	058-245-1312	宮崎	需給調整事業室	0985-38-8823
静岡	需給調整事業課	054-271-9980	鹿児島	需給調整事業室	099-219-8711
愛知	需給調整事業第一課	052-219-5587	沖縄	職業安定課	098-868-1655